

令和7年10月14日
上水道課

「水運用監視制御及び施設維持管理業務」公募型プロポーザル
質問に対する回答

No	質問項目	質問内容	回答
1	【委託仕様書】 別表2_1 関係法令に関して	契約に直接関係する法令や上記以外の法令と記載がありますが、具体的な法令をご教示ください。例えば、業務に係る水道法や電気事業法、労働基準法等になりますでしょうか。	具体的な法令名は以下のとおりです。 (1) 水道法 (2) 水質汚濁防止法 (3) 電気事業法 (4) 電気通信事業法 (5) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (6) 消防法 (7) 河川法 (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (9) 労働安全衛生法 (10) 毒物及び劇物取締法 (11) サイバーセキュリティ基本法 (12) 個人情報の保護に関する法律 (13) 監督官庁からの指示命令等 (14) その他関連法令
2	【委託仕様書】 別表2_2 運転管理_(3)水質異常時の処理に関して	原水由来の水質異常で浄水処理を停止する場合は発注者の責任であると考えます。責任区分の見直しをお願いいたします。	原水の濁度、色度又はpH等の水質監視やジャーテスト等水質試験が適正に実施されていなかった場合、又浄水処理設備の適切な運用、管理が実施されていなかった場合、受注者の責任に帰すべきものがあるとの判断です。

3	【委託仕様書】 別表2_3_保全管理_(3)廃棄物処理に関して	前項の環境保全の記載がそのまま使用されており、廃棄物処理に関する記載に修正が必要であると見受けられます。見直しをお願いいたします。	「受注者が事業活動として排出する廃棄物のうち下記を除くもの」と読み替えてください。 併せて、下段「上記以外のもの」を「事務に係るもの及び薬品」と読み替えてください。
4	【委託仕様書】 別表2_5 契約_(1)物価変動に関して	責任区分の記号「○」と「△」の凡例をご教示ください。	○は、責任区分として負担するもの、△は社会情勢等に応じて責任区分を協議できるものを示します。
5	【委託仕様書】 別表2_1 関係法令_(3)その他の法令上の改正及び別表2_2 運転管理_(1)配水池水量の確保に関して	発注者・受注者双方に「○」となっております。この場合の責任区分の考え方についてご教示ください。	協議により責任を区分するものです。
6	【委託仕様書】 別表2_5 契約_(1)物価変動に関して	発注者・受注者双方に「△」となっております。この場合、契約締結後に協議ができるものと理解してよろしいでしょうか。	回答№4のとおりです。